

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

<基本的考え方>

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、起業活動等への支援を通じた女性の資産の形成など経済的地位の向上を図る。

女性の参画の促進と並行して、家事・育児・介護等に関わる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子高齢化の進展など農山漁村を取り巻く状況の変化に的確に対応した施策を推進する。

<成果目標>

| 項目 | 現状 | 成果目標 (期限) |
|------------------------------------|---|---------------------------------|
| 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注6) | 農業委員会：890 (平成20年度) 農業協同組合：535 (平成19年度) | 農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度) |
| 家族経営協定の締結数 | 40,000件 (平成19年度) | 70,000件 (平成32年度) |

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

| 施策の基本的方向 | | |
|---|------|---|
| <p>農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、実態把握や調査研究を実施するとともに、地方公共団体及び農林漁業関係団体に対して具体的な目標の設定を働きかける。</p> | | |
| 具体的施策 | 担当府省 | |
| <p>ア 意識と行動の変革</p> <p>①固定的な役割分担意識の是正と「個」としての主体性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるようするための啓発活動、情報の提供、研修の充実を図る。 <p>②社会的な気運の醸成・高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。 男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等食育を推進する。 | | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p> |
| <p>イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>①女性の能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修等を実施する。 女性農業委員、女性指導農業士など農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供など登用後のサポート体制の強化を引き続き実施する。 <p>②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。 森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める。 各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを推進し、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。 <p>③調査研究、統計等における取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営や社会参画に関する調査等、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、併せて男女別データの把握に引き続き努め、全体の中の女性の状況を明確化する。 | | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

| 施策の基本的方向 | |
|--|---|
| 農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置付けを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。 | |
| 具体的施策 | 担当府省 |
| <p>ア 女性の経済的地位の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の話合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。 ・女性認定農業者や女性指導農業士、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開するとともに、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。 ・農地等の固定資産の形成が女性の地位向上をどのように後押しするか等についての具体的な効果等を把握するとともに、金融面等各種の支援があることについて啓発活動を実施する。 ・酪農及び肉用牛経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。 ・施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。 ・漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国への普及を図る。 | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |
| <p>イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備</p> <p>①起業等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の交流の推進においても女性は重要な役割を果たしていることから、小学校の農山漁村における宿泊体験活動、グリーン・ツーリズム、消費者との交流など、食を始めとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等の促進に当たっての女性の取組を支援する。 ・経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を推進する女性の起業活動等を推進する。 ・女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動等への支援、融資等を通じ、農山漁村における女性の活躍を支援する。 <p>②就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など女性の新規就業希望者の就労とのマッチングを推進するなど、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進する。 <p>③働きやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が安全で快適に就業することができるよう、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の開発等を実施するとともに、家族経営協定の締結を通じ、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備等を推進する。農林水産業の生産現場において、育児等との両立を支援するための施設整備を進める。 | <p>農林水産省、文部科学省、国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |

| | |
|--|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農作業事故における男女別データの蓄積を含む実態把握を推進するとともに、防止対策の強化を行う。農業機械等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関し、女性による多様な職種の選択や安全面の強化に配慮した対策を推進する。 ・農業法人等において、女性が働きやすい環境整備に向けた調査及び優良な取組の普及を図る。 | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |
|--|---------------------------|

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

| 施策の基本的方向 | |
|--|-------------------------------|
| <p>女性が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがないように多様な取組を促進する。農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、高齢女性にも配慮した各種のサービスの展開や必要な設備の整備等の生活支援を進めるとともに、年金制度の有効活用を図る。</p> | |
| 具体的施策 | 担当府省 |
| <p>ア 快適に働くための条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・育児・介護に当たる女性への子育てネットワーク活動等の情報提供を推進する。 | <p>内閣府、農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |
| <p>イ 高齢化の進展への対応</p> <p>①高齢者生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村の高齢者が生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。 | <p>内閣府、農林水産省</p> |
| <p>②高齢者の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して取り組む世代間交流や地域文化の伝承活動を推進する。 ・安心して快適に暮らせる農山漁村づくりを推進するため、集落道における歩行空間の確保、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等を推進する。 | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |
| <p>③老後の自立の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、現行農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入の促進など各種社会保障制度の普及・定着を図る。 | <p>農林水産省</p> |